

付議事件及び審議結果

5月20日上程

報告第 2号	町長の専決処分事項の報告について	5月20日	承認
議案第22号	南条産業団地の取得に係る土地売買契約の締結について	5月20日	可決
議案第23号	南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について	5月20日	可決
議案第24号	南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について	5月20日	可決
議案第25号	令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事請負契約の締結について	5月20日	可決

令和4年第1回坂城町議会臨時会

目 次

第1日 5月20日(金)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集あいさつ	3
○報告第2号から議案第25号までの上程、提案理由の説明、質疑、採決	4
○町長閉会あいさつ	13

令和4年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和4年5月20日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月20日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 "	大森 茂彦 君	9 "	朝倉 国勝 君
3 "	山城 峻一 君	10 "	滝沢 幸映 君
4 "	祢津 明子 君	11 "	吉川 まゆみ 君
5 "	中島 新一 君	12 "	西沢 悦子 君
6 "	大日向 進也 君	13 "	塩野入 猛 君
7 "	玉川 清史 君	14 "	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 3番議員 山城 峻一 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	大井 裕 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	伊達 博巳 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀内 弘達 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	長崎 麻子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴海 聡子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	宮嶋 和博 君
総 務 課 長 補 佐	宮嶋 和博 君
財 政 係 長	宮下 佑耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
企 画 調 整 係 長	宮下 佑耶 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹内 優子 君
子 ども 支 援 室 長	細田 美香 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	柳澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 5 議案第 2 2 号 南条産業団地の取得に係る土地売買契約の締結について
- 第 6 議案第 2 3 号 南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について
- 第 7 議案第 2 4 号 南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について
- 第 8 議案第 2 5 号 令和 4 年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事請負契約の締結について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 1 回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前に 3 番 山城峻一君から欠席の届出がなされております。また、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第 127 条の規定により、13 番 塩野入 猛君、14 番 中嶋 登君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和4年第1回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

過日の議会全員協議会におきまして、4月1日付人事異動に伴います議会出席者のご紹介を申し上げました。本日は、議会出席の全職員がここにそろっておりますのでよろしくお願いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症は、依然収束の兆しが見えない中で、長野県においては、現在8圏域で新型コロナウイルス特別警報Ⅱ（レベル5）となっており、全県に医療警報が発出されるなど、引き続き警戒が必要な状況となっております。

町ではこれまで新型コロナウイルス感染症のまん延防止と重症化予防のため、鋭意ワクチン接種を進めてまいっておりますが、このたび、国において3回目のワクチン接種後の有効性の持続期間や、諸外国における対応状況等を踏まえる中で、4回目の追加接種の方向性が示されました。

4回目のワクチン接種の対象は、60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患を有する方とされ、時期につきましては、3回目の接種から5か月以上経過後とされていることから、当町におきましては、3回目のワクチン接種開始から5か月を経過する7月以降のタイミングで4回目の接種が実施できるよう、町内医療機関及び鹿教湯病院さんに協力を依頼する中で、体制整備を進めているところであります。

また、集団接種の会場につきましては、文化センター体育館の耐震改修工事の実施を踏まえまして、隣接する文化センター大会議室に変更し実施していく予定としております。

さて、南条産業団地につきましては、平成30年1月から事業化に向けた検討を開始し、住民説明会の開催や地権者との用地交渉、また農振除外並びに農地転用の手続等を経て、令和3年7月より造成工事に着手し、本年2月末に造成工事が完了いたしました。

完了検査などの諸手続を終えまして、先月15日に竣工式を挙行いたしましたところ、議員の皆様全員にご出席をいただき、改めて感謝を申し上げます。

また、南条産業団地の分譲につきましては、本年1月から町ホームページにおいて分譲を希望する企業を募集する告知を開始し、2月末まで申込みを受け付け、3月17日に坂城町工場立地審査委員会を開催する中で、町内企業2社を分譲予定企業として決定し、先月27日に分譲予定企業との用地売買に係る調印式を執り行ったところであります。

今回、分譲いたします2区画のうち、約1.8ヘクタールの区画1につきましては、株式会

社アルプスツール様と、また、約1ヘクタールの区画2につきましては、株式会社青木固研究所様と調印させていただき、事務手続が整いましたことから、本日、坂城町土地開発公社からの用地の取得並びに分譲企業2社との土地売買契約の締結に係る議案について上程させていただいております。

調印をいたしました町内企業におかれましては、この事業用地を最大限にご活用いただき、町工業の牽引役としてご活躍されることを祈念いたしますとともに、雇用創出や地域経済の活性化など、町内全域への波及効果を期待するところであります。

また、本臨時会に、下水道事業に係る工事請負契約の締結に係る議案につきまして上程させていただきます。

下水道管渠の整備につきましては、令和3年度末の整備面積が94.4%となり、今年度は、県道坂城インター線先線の既設下水道管路の移設工事及び未普及地域の解消に向けた整備を進めていく計画であります。

上程いたします工事につきましては、令和5年度の完成を目指し、県により工事が進められている県道坂城インター線先線の施工に際し、町の下水道管路の移設が必要となりますことから、県からの移転補償費を財源として、管路延長121.5メートルについて移設工事を行うものであります。

県道坂城インター線の延伸工事につきましては、先頃開通いたしました町道A09号線との接続を含め、一日も早い竣工を期待するところであり、町として協力できる部分につきまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、令和4年度の各事業の状況につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきます。

本議会に審議をお願いいたします案件は、条例の一部改正のほか、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算等の専決処分事項の報告が9件、並びに、ただいま申し上げました南条産業団地分譲に係る用地の取得及び処分、下水道事業に係る工事請負等の契約締結に係る議案が4件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（小宮山君） 日程第4「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第8「議案第25号 令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事請負契約の締結について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第2号から議案第25号までご説明申し上げます。

まず、専決第2号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立の支援を目的とした、国の人事院規則の改正に準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等を図るため、所要の改正を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、これまで非常勤職員が育児休業または部分休業を取得する要件として、1年以上の在職期間を規定しておりましたが、これを廃止するとともに、当該職員が妊娠、出産の事実を申し出た場合の制度内容の周知や面談の実施等、育児休業を取得しやすくするための環境整備等について規定したものであります。

次に、専決第3号「坂城町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、税条例等を改正いたしましたものであります。

主な改正内容といたしましては、個人町民税につきまして、住宅借入金等特別税額控除において、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除するものであります。

また、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と一致するよう規定の整備を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものであります。

また、治水対策のため貯留機能保全区域として県知事の指定を受けた土地に係る課税標準について、地方税法の定める範囲内において、自治体が特例措置の内容を条例で定めることができる、いわゆるわがまち特例を適用し、固定資産税の課税標準を6分の5とする特例措置を創設するものであります。

次に、専決第4号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正をいたしましたものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の医療給付費分である基礎課税額に係る課税限度額を65万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円に引き上げるものであります。

次に、専決第5号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、損害賠償を受ける権利に係る担保制限の例外として、日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫が行う貸付けのみ担保提供を可能としておりましたが、この例外規定を削除したものであります。

次に、専決第6号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第12号）」についてご説明申し上げます。

本件は、地方消費税交付金や特別交付税の確定、また町民税の最終見込等により、専決をいたしたものであります。

金額としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,671万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億229万8千円といたしたものであります。

歳入の主な内容としましては、地方消費税交付金7,842万8千円、地方交付税5,573万2千円を増額し、国庫支出金4,413万6千円、県支出金590万6千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、広域行政事業基金への積立金6千万円、びんぐし湯さん館施設整備等基金への積立金1億円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金8千万円、文教施設等整備基金への積立金1億円をそれぞれ増額し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯等臨時給付金に係る給付事業3,203万5千円、新型コロナウイルス予防接種事業2,428万円、介護保険特別会計への繰出金1,446万円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により精算、調整をいたしたものであります。

次に、専決第7号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,081万円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億2,062万4千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税719万1千円、県支出金4,181万円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、基金積立金517万4千円を増額し、保険給付費4,893万2千円、保健事業費566万6千円を減額したものであります。

次に、専決第8号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総

額を8億3,977万4千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、受益者負担金223万1千円、下水道使用料636万7千円を増額し、下水道事業債1,160万円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、公共下水道事業費413万1千円を増額し、一般管理費11万5千円、施設管理費53万円、流域下水道事業費647万1千円をそれぞれ減額したものであります。

次に、専決第9号「令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,184万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億9,564万8千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金440万6千円、県支出金59万3千円を増額し、保険料533万円、支払基金交付金2,689万9千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、基金積立金3,392万5千円、予備費3,732万3千円を増額し、保険給付費1億962万3千円を減額したものであります。

次に、専決第10号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ483万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,150万7千円といたしたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料472万7千円を減額したものであり、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金472万7千円を減額したものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

次に、議案第22号「南条産業団地の取得に係る土地売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、南条産業団地2万8,706.49平方メートルを坂城町土地開発公社から取得するため、土地売買契約につきまして、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、契約金額につきましては、7億8,081万6,528円であります。

議案第23号「南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、南条産業団地2区画のうち、北側の区画1、1万8,019.13平方メートルを株式会社アルプスツールに売却するための土地売買契約につきまして、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするも

のであります。

なお、契約金額につきましては、4億9,012万336円であります。

次に、議案第24号「南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、南条産業団地2区画のうち、南側の区画2、1万687.36平方メートルを株式会社青木固研究所に売却するための土地売買契約につきまして、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、契約金額につきましては、2億9,069万6,192円であります。

最後に議案第25号「令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城インター先線に関連する下水道管路移設工事に係る請負契約につきまして、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容といたしましては、県が実施する坂城インター線延伸工事により移設が必要となる下水道管路につきまして、推進工法により移設するものであり、県からの補償費等を財源に工事を行うものであります。請負金額は6,600万円で、契約の相手方は株式会社笠井建設であります。

また、工期につきましては、議決をいただいた日から令和5年1月31日までであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案等調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時32分～再開 午前10時42分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第4「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第2号「坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第3号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第4号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第5号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第6号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

2番（大森君） 2点お尋ねしたいと思います。ページ14ページの款20諸収入、項3貸付金元利収入というところで、1の貸付金元利収入の説明で、さかき福祉医療費サポート資金貸付元金収入という点で22万円が減額になっていますが、これの理由なり、あるいは利用、これを活用した方の件数あるいは金額についてお尋ねいたします。

もう1点は、ページ55ページ、款10教育費、項2小学校費のうちの南条小学校教育振興費のところでは就学援助費等が30万7千円の減額と。同じように次ページの坂城小学校、村上小学校も減額になっています。これについて、その理由と対象になった家庭の件数をお尋ねしたいと思います。

福祉健康課長（堀内君） 予算書ページ14ページ、款20諸収入、項3貸付金元利収入につきまして、さかき福祉医療費サポート資金貸付元金収入に係りましては、精算による減額となっておりますが、件数としますと4件の貸付けがありました。

教育文化課長（長崎さん） 予算書ページ55ページ、款10教育費、項2小学校費、目3南条小学校教育振興費の19扶助費の就学援助費等の減額補正等につきましてですけれども、こちらにつきましては、就学援助費を交付された方の人数が当初見込んでいたよりも減少となっていたため、精算による減額となっております。

南条小学校の就学援助費を利用されたお子さんの数ですけれども、34名でございます。

それから、各小学校につきましても、減額については同じ理由になります。人数ですけれども、坂城小学校につきましてが23名、村上小学校につきましてが11名、坂城中学校につきましてが64名ということでございます。

2番（大森君） 就学援助についてはわかりました。あとは、さかき福祉医療費サポート資金の件ですけれども、4件利用されているということで、こういう制度があっただけよかったなというふうに思うんですが、この周知といいますか、町民の皆さんにもっと知らせるということでの努力といいますか、その辺は。広報では出ましたけれども、これについて、もう少し強化したらどうかというふうに思うんですが、その点についていかがでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。さかき福祉医療費サポート資金貸付金につきましては、今、議員さんからお話いただきましたように、広報等で周知を行っております。確かに予算に対しまして実績といったものが若干少ないかなといったところもあり、今回

減額につながっております。周知の方法をまた今後検討してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第7号「令和3年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第8号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第9号「令和3年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） 31ページであります。款8予備費、項1予備費のこれが3,732万3千円ということで、決算で増額補正しているんですが、その内容をお聞きします。

福祉健康課長（堀内君） ページ31ページ、款8予備費、項1予備費についてお答えいたします。こちらにつきましては、令和3年度の介護給付費等の実績に基づいて精算をいたしまして、令和4年度に返還をいたしますものを予備費に計上させていただいたといったものでございます。

13番（塩野入君） 次年度の分ということですが、ちょっとその詳細がよくわからないんですが、どういうところでどのようになさっているのかお聞きをいたします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。返還金の内訳といたしまして、3,733万3千円の内訳につきまして、保険給付費分に関しまして国庫で1,733万9千円、県費1,450万7千円、支払基金289万4千円、地域支援分といたしまして国庫150万4千円、県費84万6千円、支払基金24万3千円、以上合計3,733万3千円の内訳となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

専決第10号「令和3年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

◎日程第5「議案第22号 南条産業団地の取得に係る土地売買契約の締結について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） これは土地開発公社からの土地の買上げ、そしてそれをアルプスツールとそれから青木固研究所に売却すると。既にこの3本が上程されているわけですので、ちょっと

少しそれにも絡むかもしれませんが、まず4月27日に2社と仮契約を結んだということで、今、議案の提出がされましたけれども、仮契約の内容ですね。どんな項目でどうなっているのか、それをお聞きします。

それから、どのような経過でこの2社に決まったのか。応募は2社だけだったのか、それともほかに希望企業がなかったのか、その辺もお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） まず仮契約の内容についてのご質問でございますけれども、4月27日に南条産業団地の土地売買に係る仮契約の調印式を行いまして、1万8,019.13平方メートルの区画1につきましては、株式会社アルプスツールと町において、また1万687.36平方メートルの区画2については、株式会社青木固研究所と町において、それぞれ町有財産売買仮契約書を締結いたしました。

契約書に記載をする主だった内容といたしましては、物件の所在地、地目、面積、それから売買契約金額、当該産業団地の用途指定、それから一定期間の転売、貸付け等の禁止行為などでございます。

次に、分譲先の決定の経過でございますけれども、南条産業団地の公募につきましては、今年の1月4日から2月28日までを告知期間としまして、そのうち2月1日から2月28日までを分譲申込書の受付期間といたしました。

募集した2区画については、区画1、区画2それぞれについて1社ずつ、計2社からの分譲申込みがございました。申込みのあった2社について、3月17日に坂城町工場立地審査委員会を開催しまして、取得を希望する理由、操業時期、事業所の規模、新規雇用見込み数に加え、資金計画、生産計画、直近3か年の業績、公害対策、地域貢献度等を総合的に審査させていただきまして、譲渡先企業として決定をしたものでございます。

13番（塩野入君） 南条産業団地造成にあたっては、おおむね計画どおりにいったということでしょうか。その辺ちょっと、長い期間やっていますので、その辺の状況はどうでしょうか。

これは、国・県等の許認可事務で農振だとか農地転用、いろいろご苦労はあったのではないかと。その滞りはなかったのかどうか、ご苦労があったかどうか、そのようなところをどんなふうに克服されたのか、そのあたりも併せてお聞きをしたいと思います。

それと、全協でも若干説明は受けてはいるんですが、ここで改めて2社の取得目的ですね。さっき審議会で理由なんかも入ったということですが、併せてその取得目的もお聞きいたします。以上です。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。まず、南条産業団地造成につきましては、平成30年に第1回目となる地元での事業説明会をはじめとして、以後、現地の測量、基本設計、用地買収、農振除外、農地転用の申請、開発行為の許可申請などを行いまして、令和3年5月に造成工事に着手をし、令和4年2月に完成を迎えたところでございます。

この間、地権者の皆様のご理解とご協力、また設計監理を請け負った事業者の効率的な土地活用と実効性のある設計に加えまして、施工請負業者のご尽力により計画どおりに進めることができました。

国・県等の許認可事務についてでございますけれども、南条産業団地の開発に必要な許認可については、滞りなく進めることができました。

今回の南条産業団地の造成事業は、農振農用地を産業用地として開発するという事で、農業振興地域の除外手続及び農地転用の手続については時間を要するものと考えておりましたけれども、県に対しまして、町理事者から直接事業概要等を説明させていただいた中で、製造業集積地である当町の特性を背景とした産業団地の造成計画の必要性、また、実効性を評価、ご理解をいただいたことから、申請から取得まで円滑に手続を進めることができました。

それから、今回、南条産業団地を取得する町内企業2社の取得目的でございますけれども、まず株式会社アルプスツール、それから株式会社青木固研究所、共に製品については精度・品質ともに優れ、国内外で高い評価を得ておまして、今後、順次生産規模を拡大し増産をしていくという計画でございます、このたび取得に至ったものでございます。

13番（塩野入君） これは、これから議決がされればこの後に本契約を結ぶと、こういうことになるわけですが、本契約を進めるこれからの手続や日程をちょっとお聞きいたしたいと思えます。

それから、この限られた町の面積を考えますと、広大な工業団地の新設というのは難しくなる、望めないかもしれませんが、今後の工業団地づくりの考えはどうなんでしょうか。その辺もお聞きいたします。以上です。

商工農林課長（竹内君） まず、本契約の手続と日程についてというご質問にお答えしたいと思います。株式会社アルプスツール及び株式会社青木固研究所と取り交わしました仮契約書に坂城町議会の議決があったときは、この仮契約書を地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなすという旨の記載をしておりますので、この議決をいただきますと、この後、土地売買代金の請求をさせていただきます、入金を確認後、所有権移転の手続を進め、登記が完了すると引渡しということになります。

次に、今後の工業団地の整備についてでございますけれども、今年1月から行った公募の際には、町内のみならず県内外から多くの問合せも頂戴したところでございます。諸条件が折り合わなかったことなどから、実際に分譲申込みには至らなかったものと推察しているところでございますが、当町の事業用地に対する関心の高さ、需要の高さを感じたところでございます。

そのような状況を踏まえまして、改めて事業用地のニーズ調査なども行いたいと考えておりますけれども、その結果を踏まえる中で、今後の工業団地の整備についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第23号 南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第24号 南条産業団地の処分に係る土地売買契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第25号 令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和4年第1回坂城町臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました専決処分事項の報告、南条産業団地の取得及び処分並びに下水道事業の管路移設工事に係る契約の締結等、全て原案どおりにご決定をいただきました。ありがとうございます。

さて、毎回、町内外の皆様にご好評をいただいておりますばら祭りではありますが、一昨年、昨年と新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止の観点から中止としておりましたが、ワクチン接種とともに各地で社会経済活動の再開の動きも進んでいることから、感染対策を講じる中、3年ぶりにばら祭りを開催する方向で、ばら祭り実行委員会の皆様とともに準備を進めております。

第17回ばら祭りの開催期間は、5月28日土曜日から6月12日日曜日までの16日間。来場者の検温、消毒の徹底のほか、飲食を含めた物販についてもテイクアウトを基本とするなど、感染予防にご協力いただく中で、安心してバラ公園に咲き誇る色とりどりのバラを觀賞していただければと思っております。

ばら祭り期間に合わせて、5月29日日曜日には、坂木宿ふるさと歴史館と鉄の展示館を会場に、町内外のワイナリーや飲食店37店に出店をいただく中で、坂城駅前葡萄酒マルシェが開催されます。こちらも新型コロナウイルス感染症対策としてテイクアウトのみのイベントとなりますが、大勢の皆様にご来場いただき、当町をはじめ長野のワインと食をお楽しみいただきたいと思いますと思っております。

また、5月26日木曜日に、小網山において令和4年度坂城町植樹祭を開催いたします。今年度は、ヒノキ約200本の植樹を予定しておりますが、コロナ禍という状況を考慮し、規模を縮小し、参加者も限定させていただく中での開催とさせていただきます。

イベント等の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、感染対策の徹底や開催方法を工夫する中で、可能なものについてはできるだけ開催していきたいと思っております。

議員各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

議長（小宮山君） これにて令和4年第1回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 小宮山 定彦

坂城町議会議員 塩野入 猛

坂城町議会議員 中 嶋 登

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員